

# 令和5年2月定例総会議事録

- 日 時 令和5年2月16日（木） 午前9時30分～午前10時50分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
    - 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
    - 第6号議案 非農地通知について
    - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
  5. 閉 会

## 午前 9 時 30 分 開会

### ○会長

皆さん、改めましておはようございます。先日の農業委員・推進委員さんの研修会、充実した内容だったかと思います。その中で、これまでの人・農地プランが、今後は地域計画となりますが、今後、地域で描く目標地図の作成ということで課題も多く、今後、農業委員さんの使命も重要視されるのではないかと思います。今後も一緒に頑張っていたきたいと思えます。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は22名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和 5 年 2 月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出12件、報告第 2 号 農地法第18条合意解約通知 6 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 4 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 3 件。

議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請12件、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請11件、第 4 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転10件、第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定37件、第 6 号議案 非農地通知について21件、第 7 号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）12件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 2 月 8 日、北部は 2 月 9 日に行っております。

また、調査会については、南部が 2 月 10 日、北部が 2 月 13 日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第 2 項の規定に基づき、2 番委員の宮崎委員、3 番委員の中山委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページから 3 ページまでをお開きください。

**報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出**

1～12

**○会長**

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 12 番までの 12 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 4 ページ及び 5 ページをお開きください。

**報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知**

1・2・3・4・5・6

**○会長**

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 6 番までの 6 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 6 ページ及び 7 ページをお開きください。

**報告第 3 号 使用貸借解約通知**

1・2・3・4

**○会長**

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 4 番までの 4 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページをお開きください。

#### 局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

1・2・3

##### ○会長

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番から 3 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 9 ページをお開きください。

#### 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

1

##### ○会長

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請、審議番号 1 番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書9ページから11ページまでをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2～12

#### ○会長

審議番号2番から12番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

審議番号2番、4番、6番及び10番の4件は贈与の案件、審議番号3番、5番、7番、9番、11番及び12番の6件は普通売買の案件、審議番号8番は、普通売買及び贈与の案件です。

なお、審議番号11番については、現在、耕作放棄地の状況であり、また遠距離通作になるため、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人の説明によると、申請人は〇〇市に居住し、建設業を営みながら、〇〇県〇〇市において約8反の農地を耕作されていますが、今般、寒暖差を利用した自然農法による米の作付けなどを行いたく、申請されたとのことでした。

委員から、耕作放棄地を解消し、申請地で農業を始めってもらうことに感謝したい旨の発言があり、今後も地域農業者と連携・協力しながら、農地を守っていってほしいとの意見がありました。

また、委員から、収穫した作物の販路について質問があり、申請人より、最初の数年は満足できるような収穫量は難しいと思っているが、軌道に乗れば、何かしらの付加価値をつけて、インターネット等を利用して販売していきたいとの説明がありました。

さらに、委員から、申請人が建設業も営まれていることから、申請地を資材置場などに使わないようにとの意見があり、申請人からは、必ず農地として申請地を利用する旨の回答がありました。

最後に、委員より、耕作を続けていくうえで、何か困ったことがあれば、遠慮なく地元の委員に相談してほしい旨の意見が出されました。

なお、各案件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この11件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

## ○委員

審議番号の3番は〇〇〇が購入されるということでありましてけれども、単価を見ますと5,000千円ということで、実際上は農地として利用するに当たって、意外と高いなと思います。そういう中で、これもすぐ宅地化とかになるようなおそれがあるのではないのでしょうか。その辺お伺いします。

## ○会長

事務局、説明をお願いします。

## ○事務局

以前も同じような質問がございましたが、〇〇〇さんが、周りの農地を買われている理由というのは、実際は自分のところの関連医療機関で自給自足をしたいということで農地を買われて、今2町3反を耕作をされています。その中で、土地を購入する上で、最初、施設の部分も農地の部分も全て10a当たり5,000千円で購入されてきた経緯があり、この単価を安くすることができないので、この周辺は5,000千円ということで地域との話合いで決めているということです。もう少し購入計画があるとのこと、それが終われば購入しないと言われていて、今までの過去の経緯を踏まえて、10a当たり5,000千円と伺っております。

以上です。

## ○委員

もう一つ確認です。

## ○会長

はい、委員どうぞ。

## ○委員

実際農地として使うなら、こういう価格を設定する必要があるのかなと。付近がどうのこうのあれ、實際上、その辺の農地売買についても価格を押し上げるような形になるような気がします。今後、そういうことがないようにしていただきたいなと思いますけれども、その辺いかがですか。

## ○会長

事務局どうぞ。

## ○事務局

その点については、譲渡人と譲受人さんの相対での契約ですので、農業委員会の方から言えないと考えております。ただ、代理人を通じて、そういう意見があったということは前回も言っているところです。

以上です。

## ○委員

私が一番心配するのは、農地を買うに当たって、今、後継者が不足しております。そういう中で、農地を出したいという人がこういう付近で価格を見せれば、買う人も自然と高くなって、なかなか経営上、成り立たないような感じもしますので、その辺見守っていただき

たいなと思います。

以上です。

**○会長**

委員、今、事務局側の方から説明がございましたが、よろしいですか。

**○委員**

はい。

**○会長**

今、委員の方から質問がございました。この件に対して、私も事務局の方に10a当たり5,000千円というのはあまりにも高過ぎるのではないかということで、今までずっと購入された農地を調べさせてもらいました。今、委員が言われるように、今後農地ではなくてほかに転用されるのではないかなという危惧があります。そこら辺があったものですから、事務局を通じて調べさせてもらいました。

その中で、支援事業ということで、これを購入されるということでもありますので、支援というのを児童さんとか、その施設の中のグループの中で農産物を消費するという第一の目的があったようなことで購入をされているということでございます。

今さっき質問がありましたけど、転用するというような思いは、今のところないようなことを事務局の方から伺いました。

以上です。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から12番までの11件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページをお開きください。



## 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2

### ○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○北部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「貸資材置場」の、農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、造園業及び建設業の会社を営んでいますが、自らの会社に貸し出していた資材置場が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

委員から、申請人に対し、修正に中山間地域の災害復旧工事を行われていることについて、地域のために尽力してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページから15ページまでをお開きください。

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

## ○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道付近で、交通の便が良く、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員より、申請地北側の新設ごみ置場及び転回広場の所有者が誰になるか質問したところ、申請人から、新しく入居される方々の共有名義となる旨の回答がありました。

また、委員より、東西の開発道路の西側に隅切りが設けられていることについて確認したところ、申請人から、4号地への出入りを容易にするために設けたとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「分家住宅」の、農振除外を経た案件で、また、審議番号4番は、それに伴う「排水管理設工事」のための一時転用の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決を行いました。

審議番号3番について、申請人は、現在、家族と実家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、住宅を建設したく、申請されたものです。

また、審議番号4番については、分家住宅からの排水のために、申請地に排水管を埋設したく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号4番については、農地復元確約書も提出されていることから許可相当と判断しました。

審議番号3番の農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上、必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積が概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のc。

審議番号4番の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「貸車両置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木工事業を営んでいますが、事業拡大に伴い、車両置場が手狭になっているため、申請地を車両置場として整備し、自らの会社に貸し出したいと、申請されたものです。

委員から、申請地南側にある既設側溝の取扱いについて質問があり、申請人より、今後は不要となるため、造成の際に撤去する予定である旨の回答がありました。

また、委員より、申請地の西側と南側に出入口を計画されているが、南側は耕作用の道路にも利用されているため、農繁期には出来る限り西側の出入口を利用してほしい旨の意見があり、申請人より了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会

において申請人説明を求めました。

申請人は、リフォーム業などを営んでいますが、かねてから資材置場を探していたところ、申請地は現場に近いので、適地と判断し、申請されたものです。

委員より、申請地東側の住宅及び倉庫の利用について確認したところ、申請人から、今後は、貸家として利用する計画であるため、資材置場と一体的に利用することはない旨の回答がありました。

また、委員より、申請地を現状のまま利用することについて、申請地西側の水路との境界部分の護岸が崩れないように注意してもらいたい旨の意見が出され、申請人から了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「資材置場及び車両置場の敷地拡張」の全体見直しによる農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存の資材置場及び車両置場が手狭になっているため、敷地を拡張したく申請されたものです。

委員より、南側の従業員駐車場について、北側宅地との境界に、構造物などを設置しないかとの質問があり、申請人から、境界明示として杭を打つなどの検討をしたい旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積

の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この7件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「分家住宅」と、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

8・9・10・11

#### ○会長

審議番号8番から11番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号8番は、転用目的が「一棟の建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請地は、国道付近に位置し交通の便が良く、住環境も良いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた



め、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「道路の拡幅（一時転用）」の案件で、申請人は、申請地西側の造成工事にあたり、申請地南側の道路幅員が狭いため、申請地を道路拡幅部分として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業の効率化を図るため、現在、市外にある資材置場を事業所の近くに移転したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「駐車場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地南側でキャンプ場を営んでいますが、利用者用の駐車場が不足していることから、申請地を駐車場として利用したく、申請されたものです。

委員から、キャンプ場と駐車場を往来する際は、交通量の多い国道を横断することになるため、また、スピードが出やすい所でもあるため、絶対に交通事故が起きないように、注意喚起をしてほしい旨の意見が出されました。

また、委員から、キャンプ場を拠点とした、地域との交流事業など、地域の活性化にも取

り組んでもらいたい旨の意見が出され、申請人からは、既に地域の小学生を対象とした事業などを企画しており、実現に向けてがんばって行きたいとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

以前開発された道路について、今はバリケードで通れなくなっております。その中で、公衆用道路という部分が若干ありますけれども、この部分については後々市道になるものか、そのままなのか、その辺をお伺いします。

それと、地域の方がもともと開発された部分でございますので、その辺でお話はしてあるでしょうか。その辺を伺います。

以上です。

#### ○会長

事務局、説明をお願いします。はい、どうぞ。

#### ○事務局

公衆用道路につきましては、転用許可後、市道になるということで聞いております。

また地域の方には、もちろん話されての開発ということで伺っております。

以上です。

#### ○委員

はい、分かりました。

**○会長**

委員、今の説明でよろしいですか。

**○委員**

はい、ありがとうございます。

**○会長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

**第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

1・2・3・4・5・6・7

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から7番までの7件：21,507㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

8・9・10

○会長

審議番号8番から10番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号8番から10番までの3件：19,524㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番から10番までの3件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページから25ページまでをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～23

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から23番までの23件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から23番までの23件

新規 5件： 37,627㎡

更新 18件： 109,997㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この23件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この23件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この23件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から23番までの23件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから28ページまでをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

24～37

**○会長**

審議番号24番から37番までの14件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号24番から37番までの14件

新規 3件： 6,221㎡

更新 11件： 69,882.98㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この14件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号24番から37番までの14件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書29ページから33ページまでをお開きください。

### 第6号議案 非農地通知について

1～21

#### ○会長

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番から21番までの21件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。



## ○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から21番までの21件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、既に山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この21件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から21番までの21件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書34ページ及び35ページをお開きください。

### 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4

## ○会長

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から4番までの

4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、除外目的が「工場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、和洋菓子の製造販売業を営んでいますが、今般、既存敷地内の駐車場に工場を建設するに当たり、今後、駐車場が不足することから、既存敷地の近くに位置している申出地を適地と判断し、申出されたものです。

委員から、申出地の排水先についての質問があり、農業振興課から、道路側溝を經由し、東側水路へ排水する計画である旨の回答を得ました。

また、委員から、申出地内のパイプラインについての質問があり、農業振興課から、移設等を含めて、現在、協議中である旨の説明がありました。

さらに、委員から、転用許可までは約1年の期間を要することから、それまでの期間は、必ず耕作してもらうように農業振興課から申出人に伝えてもらいたい旨の意見が出されました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、現在の自宅を息子夫婦に譲り、新たに農家住宅の建設を計画したところ、申出地は、耕作地に近く、また、住み慣れた自宅の隣でもあるため、適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第

1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上、必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号4番も、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、子どもの成長に伴い、現在、居住している借家では手狭になってきたため、農家住宅の建設を計画したところ、申出地は、実家に隣接しているため適地と判断し、申出されたものです。

委員より、申出地西側の同時利用地の宅地について確認したところ、農業振興課より、西側道路からの通路として、実家から今後譲り受ける予定である旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上、必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積が概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この4件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、除外目的が「工場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページから37ページまでをお開きください。

## 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

5・6・7・8・9・10・11・12

### ○会長

審議番号5番から12番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○北部調査会長

報告します。

審議番号5番は、除外目的が「幼稚園の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は認定こども園を運営していますが、駐車場として利用している敷地が国道の拡幅により収用され、駐車場が不足するため、駐車場として敷地を拡張したく申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、農業を営んでいますが、市外にある自宅が、国の遊水地事業の対象区域内となるため、農家住宅を移転建築したく申出されたものです。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号7番は、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、電気設備工事業を営んでいますが、現在、別の場所に保管している資材及び工事車両を申出地に集約したく、申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、借家に居住していますが、手狭であるため、分家住宅の建設を計画したところ、申出地は実家に近いため適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、塗装加工業を営んでいますが、事業規模拡大により敷地が手狭なっているため、敷地を拡張したく申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画などについて問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号10番は、除外目的が「携帯電話無線基地局」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、電気通信事業を営んでいますが、現在、携帯電話基地局を設置している土地が道路の拡幅により利用できなくなるため、基地局を移転したく、申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第1項第14号により、許可不要と決定しております。

審議番号11番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、実家に居住していますが、結婚を機に分家住宅の建設を計画したところ、申出地は実家に近いため適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号12番は、除外目的が「通路の拡幅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、建設業を営んでおり、申出地の近くに資材置場を保有していますが、その資材置場への大型車両の通行に支障をきたしているため、申出地を通路拡幅部分として利用したく申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この8件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

この審議番号6番ですけれども、農家住宅ということで佐賀市の〇〇地区に収用の関係で作られるようになっておりますが、この付近にこの方は耕作をされていますか。それとも、もともと市外の方に田んぼがあって、そちらの方に行かれるのか。市外の農地面積が分かれば教えていただきたいと思います。

#### ○会長

事務局どうぞ。

#### ○事務局

この方は、佐賀市内に申出地のほかに1,000㎡と、第三者から借りて1,500㎡ほど耕作をされております。

また、市外においては、1町5反を耕作されていて、その大部分の農地が、今日の遊水事



業の区域内にあり、収穫量が安定しないということで、今後は、佐賀市の方で農地を増やしていきたいということで、申出地に農家住宅を建設するというで申出されております。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

そうすると市外の方の田んぼは全部無くなるわけですか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

遊水事業の区域には入るんですけども、耕作は継続して行われます。ただ、計画地に入っているので、浸水しやすい場所になるということで、収穫量が今までどおり見込めないため、佐賀市の方にも今後規模拡大したいということで伺っております。

以上です。

○委員

分かりました。佐賀市で耕作を増やしていきたいということであれば、特に問題はないと思いますけれども、自分の家の近くに作ってもいいのではないかなと思いましたので、ちょっと質問しました。

以上です。

○会長

委員、今の事務局の説明がございましたが、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

今回は、離合場所としての申出でしょうか。申出地は、ちょうど資材置場と大きい道路からの中間ぐらいに位置しておりますけれども、これは地元からの要望ですか。それとも、建設業者が自主的に迷惑かけてはいけないということでされるわけですか。

#### ○会長

事務局どうぞ。

#### ○事務局

申出人さんが、地元迷惑をかけてはいけないということで、自主的に申出されている分

です。

以上です。

**○委員**

分かりました。

以上です。

**○会長**

委員、今の事務局の説明でよろしいですか。

**○委員**

はい。

**○会長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和5年2月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和5年2月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時50分 閉会